

提出年月日 7. 3. 21

受理年月日 7. 3. 21

陳情第20

青少年ホームの高所カーテン設置を求める陳情

趣旨（本文）

青少年ホームの軽運動室を卓球で毎週使わせて頂いて、大変お世話になっている15人～20人程の60歳以上の高齢者グループです。

曇の日や雨の日はぜんぜん大丈夫なのですが、晴れた日にはとても強い「陽射し」が高所ガラスから目に入って来てかなり眩しくなってしまう、目の健康にも悪く、かつ長い時間「陽射し」が目に入ってくる場合には失明の可能性もゼロでは有りません。また、眩しくて球が見えずらい事で空振り等も増えて転倒の可能性もその分高くなり危険な状態になっております。

利用者側から出来る対策として「陽射し」が入ってくる時間帯及びそのエリアの卓球台をその都度ズラして避けて利用してはおりますが室内の端っこになってしまい、その結果端っこ側の運動スペースが通常の半分以下と極端に狭くなって室内の壁に接触・衝突しそうで危ない状態です。

上記の不安定・不安全な状況を解決出来る為にも、高所ガラスにカーテンの設置を要望致します。開閉式で無く閉じている状態の設置でも大丈夫です。また、予算が余り無いので有れば、高所ガラス全体で無く「陽射し」が入ってくる3m～5mの危険な部分の遮断だけのカーテン設置でもお願い出来れば大変ありがたいです。

市民のコミュニティの提供の場としても、また、市民の健康促進と安全の為にも宜しくお願い致します。

【委員長報告要旨】

委員からは「排煙窓になっていたかと思うが、開閉式でなく常設のカーテンを置くことは、防炎上、そういうことには問題ないのか、カーテンを設置という陳情であるが、例えばガラスに遮光性のフィルムを張るなどの、別立ての対応はできるものなのか」との質問があり、執行部からは「遮光フィルムについては、選択肢の一つであろうというふうには考えていた。まだそれが可能かどうか、あるいは幾らかかるかと、そういった細かいところについて、まだ調べきれていないところがあるため、フィルムについても選択肢の一つとして、設置する場合には検討をしていきたいと考えている」との答弁がありました。また、委員から「要望には応えていったほうが良いと思うが、カーテンとなると、かなり高所であるため、開閉が大変かと思う。煩わしさがつい

てくるのではないか。ガラスにスモークをすとか、手間のかからない方法に進めたほうが後々もいいかと思う。」といった意見が出されました。

【結果】

採択